

第 9 2 号議案

南魚沼市景観条例の一部改正について

南魚沼市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市景観条例の一部を改正する条例

南魚沼市景観条例（令和 7 年南魚沼市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。